

運動部活動の在り方に関する方針



「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定

(H30.3 スポーツ庁)

- ・適切な運営のための体制整備
→各都道府県で「運動部活動の在り方に関する方針」策定
- ・合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
- ・適切な休養日等の設定
- ・生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
- ・学校単位で参加する大会等の見直し

則り

都道府県

「奈良県運動部活動の在り方に関する方針」策定

- 体制整備
- 適切な練習時間・休養日等の設定
 - ・週2日（平日、休日1日ずつ）の休養日の設定
 - ・平日2時間程度、休日3時間程度の練習時間の設定 等

参考に

市町村教育委員会・学校の設置者

「設置する学校に係る運動部活動の方針」策定（学校の設置者）

則り

学校

「学校の運動部に係る活動方針」策定（校長）

「年間活動計画」「毎月の活動計画及び活動実績」を作成し、校長に提出（各顧問）

平成30年5月

奈良県運動部活動の在り方に関する方針（概要）

奈良県
奈良県教育委員会**適切な運営のための体制整備**

- 市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本方針を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。
- 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部に係る活動方針」を策定する。運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 校長は、自校の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

指導・運営に係る体制の構築

- 指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- 各校の実態に応じて、部活動指導員を積極的に任用する。
- 生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。
- 少人数部活動に対して合同部活動等の取組を推進する。
- 生徒や運動部顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

適切な練習時間・休養日等の設定

- 練習時間
 - ・平日は2時間程度。
 - ・土日、休日、長期休業日は3時間程度。
 - 休養日
 - ・学期中は、原則、週当たり2日以上休養日を設ける。
(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会等に参加した場合は、他の日に振り替える。)
 - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ※ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

安全管理・体罰等の根絶

- ・活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人の体力・運動能力に応じた指導を心がける。
- ・定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修などの措置を速やかにとる。また、生徒に対して使用方法等についての指導を徹底し、安全に活動できるようにする。
- ・高温下での活動や急激な天候変化については、適切な判断が下せるようマニュアルを作成するなどし、熱中症などの事故防止に努める。
- ・「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰等の根絶に向けた取組を推進する。